

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和7年12月18日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2500269 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 2500058 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成31年3月31日は10万円、令和2年3月31日は15万円、令和3年3月31日は20万円、令和4年3月31日は10万円に訂正することが必要である。

平成31年3月31日、令和2年3月31日、令和3年3月31日及び令和4年3月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成31年3月31日、令和2年3月31日、令和3年3月31日及び令和4年3月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和35年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成31年3月31日
② 令和2年3月31日
③ 令和3年3月31日
④ 令和4年3月31日

各請求期間に支給された賞与については、事業主が厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該期間に係る届出を行ったため、保険給付の対象とならない記録とされている。各請求期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された給与所得に対する源泉徴収簿、賞与支払明細書及び賃金台帳により、請求者は請求期間①に10万円、請求期間②に15万円、請求期間③に20万円、請求期間④に10万円の賞与が支給され、当該支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の平成31年3月31日、令和2年3月31日、令和3年3月31日及び

令和4年3月31日の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（令和7年4月3日受付）に年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2500303 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 2500057 号

第1 結論

1 請求者のA社における標準賞与額を、平成 20 年 12 月 30 日は 5 万円、平成 21 年 8 月 3 日は 15 万円、平成 23 年 2 月 1 日は 5 万円、平成 24 年 7 月 31 日は 20 万円、同年 12 月 28 日は 15 万円、平成 25 年 7 月 31 日は 10 万円、平成 26 年 8 月 20 日は 15 万円、平成 27 年 1 月 20 日及び平成 28 年 1 月 29 日は 10 万円、平成 30 年 1 月 10 日は 19 万 9,000 円に訂正することが必要である。

平成 20 年 12 月 30 日、平成 21 年 8 月 3 日、平成 23 年 2 月 1 日、平成 24 年 7 月 31 日、同年 12 月 28 日、平成 25 年 7 月 31 日、平成 26 年 8 月 20 日、平成 27 年 1 月 20 日、平成 28 年 1 月 29 日及び平成 30 年 1 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 20 年 12 月 30 日、平成 21 年 8 月 3 日、平成 23 年 2 月 1 日、平成 24 年 7 月 31 日、同年 12 月 28 日、平成 25 年 7 月 31 日、平成 26 年 8 月 20 日、平成 27 年 1 月 20 日、平成 28 年 1 月 29 日及び平成 30 年 1 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における平成 30 年 1 月 10 日の標準賞与額を、20 万円に訂正することが必要である。

平成 30 年 1 月 10 日の訂正後の標準賞与額（上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 53 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成 20 年 12 月 30 日
② 平成 21 年 8 月 3 日
③ 平成 23 年 2 月 1 日
④ 平成 24 年 7 月 31 日
⑤ 平成 24 年 12 月 28 日
⑥ 平成 25 年 7 月 31 日

- ⑦ 平成 26 年 8 月 20 日
- ⑧ 平成 27 年 1 月 20 日
- ⑨ 平成 28 年 1 月 29 日
- ⑩ 平成 30 年 1 月 10 日

A社において、請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。当該賞与に係る給料支払明細書（以下「賞与明細書」という。）及び預金通帳の写しを提出するので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①については、請求者から提出された預金通帳の写し及びA社の同僚から提出された賞与明細書により、請求期間②については、請求者及び同僚の預金通帳の写し並びに同社の事務担当者及び同僚の回答により、請求期間③から⑨までについては、請求者から提出された賞与明細書及び金融機関から提出された請求者に係る取引推移表により、請求者は、請求期間①に 5 万円、請求期間②に 15 万円、請求期間③に 5 万円、請求期間④に 20 万円、請求期間⑤に 15 万円、請求期間⑥に 10 万円、請求期間⑦に 15 万円、請求期間⑧及び⑨に 10 万円の賞与を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間⑩について、事業主から提出された賞与の支給控除に係る一覧表（以下「賞与一覧表」という。）及び上記取引推移表により、請求者は、標準賞与額 20 万円に見合う賞与を支給され、当該標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間⑩に係る標準賞与額については、賞与一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から、19 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、A社は、請求者の各請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明である旨回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間⑩について、賞与一覧表により、請求者は、A社から 20 万円の賞与を支給されたことが確認できることから、当該期間に係る標準賞与額を、上記 1 の訂正後の標準賞与額（19 万 9,000 円）から 20 万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。